

Topic 05

西條工業団地地区計画変更の 説明会を開催します

問 都市計画課 ☎(55)7126
企業誘致課 ☎(55)7127

西條工業団地地区計画変更の原案について、都市計画法第16条第1項の規定に基づき、次のとおり説明会を開催します。

日時／8月23日(日)午前10時から

場所／文化会館3階大研修室

西條工業団地地区計画変更の 原案を縦覧します

問 都市計画課 ☎(55)7126

西條工業団地地区計画変更の原案について、都市計画法第16条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧します。この地区計画変更の原案について、地区計画区域内の土地所有者および利害関係人の方は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに愛西市長へ意見書を提出することができます。

縦覧期間／8月24日(月)～9月7日(月)午前9時～午後4時(土・日曜日、祝日を除く)

意見書提出期間／8月24日(月)～9月14日(月)(必着)

縦覧場所・意見書提出先／都市計画課

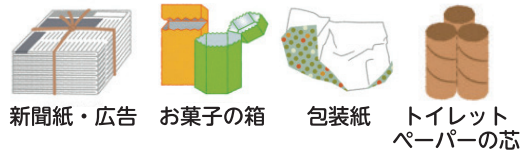
Topic 06

紙ごみを可燃物ごみで 出していないか？

問 環境課 ☎(55)7114

紙ごみは可燃物ごみではなく、
資源ごみでお出しください。

○紙ごみで出せるものの例



○紙ごみで出せないものの例



※詳しくは、家庭ごみ分別早見表をご確認ください。

ごみの減量にご協力をお願いします！



Topic 07

下水道事業受益者負担金等の納付通知書を送付します

問 下水道課 ☎(55)7124

対象／下水道が整備された区域内にある土地の受益者となる方

納付方法／分割払いまたは一括払いの2種類の納付通知書が届きますので、いずれかを選択のうえご納付ください。口座振替の方は、各期の最終日(金融機関休業日は翌営業日)に引き落とされます。

納付場所／納付通知書の裏面に記載されている取扱金融機関、市役所、各支所

※ゆうちょ銀行・郵便局は、愛知県、岐阜県、三重県および静岡県内に限ります。

納付期間	
第1期	8月1日～8月31日
第2期	10月1日～11月2日
第3期	12月1日～令和9年1月4日
第4期	令和9年2月1日～3月1日

受益者負担金等は、下水道の整備費にあてる貴重な財源です。納め忘れのないようにお願いします。

【宅内排水設備工事のお願い】公共下水道および農業集落排水の供用開始された区域で、まだ接続工事がお済みでない方は、一日でも早い切替えをお願いします。

【無断接続は違法です】下水道法では、公共下水道へ接続する際は申請することが義務付けられています。しかしながら、市への申請を怠り無断で下水道に接続している事例が見受けられ、被害も発生しています。

必ず事前に申請しましょう。

※詳細については、二次元コードより確認できます。

